

## ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 ぎふ山の日フェスタ記念公募事業企画選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が選定した県内外の団体(以下、「実施団体」という。)が実施する事業(以下、「ぎふ山の日フェスタ記念公募事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内においてぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金(以下、「交付金」という。)を交付することとし、その交付に関しては、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に定めるもののほか、このぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金交付要綱の定めるところによる。

### (交付対象経費)

第2条 交付金の交付の対象となる経費は、実施団体が実施するぎふ山の日フェスタ記念公募事業に要する経費とする。

### (交付金の算定)

第3条 交付金の額は、下記に定める金額を上限とする。ただし、交付金を充当できる経費は、別紙 経費の基準によるものとする。

(1) 交付金の上限額 150,000円

### (交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする実施団体は、別記第1号様式及び次に掲げる関係書類を添えて、ぎふ山の日運動推進実行委員会委員長(以下、「実行委員長」という。)に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書(別記第2号様式)
- 三 その他実行委員長が必要と認める書類

### (交付金の交付の決定)

第5条 実行委員長は、交付金の交付の申請があったときは速やかに審査を行い、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し実施団体に通知するものとする。

(2) 実施団体は、当該通知に係る交付金の交付決定内容に不服があることにより交付金の交付申請を取り下げようとするときは、実行委員長に対しその受理した日から2週間以内に書面で申し出るものとする。なお、交付申請の取り下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

### (実績報告)

第6条 実施団体は、事業が終了したときは速やかに別記第3号様式及び次に掲げる関係書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- 一 事業実績報告書(別記第4号様式)
- 二 収支決算書(別記第5号様式)
- 三 その他実行委員長が必要と認める書類

( 交付金の額の確定 )

第 7 条 実行委員長は、事業報告書の提出を受けたときは内容を精査し、交付すべき補助金等の額を確定し、実施団体に通知するものとする。

( 交付金の支払 )

第 8 条 交付金は、事業終了後、別記第 6 号様式により請求するものとする。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は実行委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 1 9 年 5 月 1 5 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

平成 年 月 日

ぎふ山の日運動推進実行委員会  
委員長 石川 道政 様

（団体名）

ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金交付申請書

このことについて、下記により交付金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類 事業計画書（事業実施要綱の評価様式 2 に準ずる）  
収支予算書

別記第2号様式(第4条関係)

## 収支予算書

収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
計		

支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
計		

別記第3号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

ぎふ山の日運動推進実行委員会  
委員長 石川 道政 様

（団体名）

ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記交付金について、  
関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業実績額 円

2 添付書類 事業実績報告書

収支決算書

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

平成 年 月 日

ぎふ山の日運動推進実行委員会  
委員長 石川 道政 様

（団体名）

ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記交付金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 交付金交付請求金額 円

別記第4号様式(第6条関係)

## 事業実績報告書

事業名	
実施主体	
スタッフ人数	

事業概要及びその効果
------------

実施年月日	実施場所	実施内容	活動者の内訳(人数)				
			主催者(スタッフ)		講師・指導者 (謝金支払)	一般参加者	一般参加者の主な内訳
			(賃金支払有)	(賃金支払無)			
活動延べ人数(人)			人				

添付書類  
活動状況写真

別記第5号様式(第6条関係)

# 収支決算書

## 1 収入の部

科 目	補助対象経費		内 訳
	予算額(円)	決算額(円)	
合 計			

## 2 支出の部

科 目	補助対象経費		内 訳
	予算額(円)	決算額(円)	
合 計			

## ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金の対象となる経費の基準について

ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金の対象となる経費については、この基準のとおりとする。

- 1 賃金  
企画実施日等の労務の費用を対象とする。
- 2 報償費  
専門的な見地からアドバイス、講義、講演等を依頼する者に支払うものに限り対象とし、謝金の上限額は次のとおりとする。実施団体関係者及び参加者に支払うものは、対象としない。
  - (1) 研修会、体験会等講師料  
1回あたり5万円を上限とする。なお1時間あたりの金額としてはおおむね5～6千円を目安とする。
  - (2) 講演会等講師料  
1回あたり5万円を上限とする。
- 3 旅費（費用弁償）  
専門的な見地からアドバイス、講義、講演等を依頼する者等に支払う通常の手続きによる旅費及び宿泊費の実費を対象とする。参加者に支払うものは対象としない。  
なお、グリーン車、ビジネス・ファーストクラスの料金は、原則として対象としない。  
また、宿泊費は1泊あたり1万2千円を上限とする。
- 4 消耗品費  
消耗品の単価は2万円を上限とする。  
活動のために必要最小限なものを対象とする。なお、可能な限り岐阜県産品を利用することとする。
- 5 印刷製本費  
異なる業者2者以上の見積書で低い方の額とするなどして、経費の削減に努めること。  
また、華美な仕様の印刷物は、対象としない。
- 6 通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料  
活動のために必要最小限なものを対象とする。電話代等は、原則として対象としない。  
広告料については、異なる業者2者以上の見積書で低い方の額とするなどして、経費の削減に努めること。また、県ホームページなどを活用すること。
- 7 使用料及び賃借料  
活動のために必要最小限なものを対象とする。
- 8 その他活動を実施する上で必要と認められる経費  
上記1から7以外の経費については、活動のために直接必要な経費で、ぎふ山の日運動推進実行委員会委員長が交付金対象として認めたものを対象とする。